○国土交通省告示第四百四十八号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第六百九号を参照。）

イ　エプロン

面積　二百三十三万四百二十六平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十三年六月三十日

○近畿地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
紀の川市打田字小門五八五番二から和歌山市永穂字筋違四三六番一まで	前	B A 二八・二〇〇～二二・二〇〇 四六・二〇〇（メートル）九四・八〇〇 一二・四七五（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	C B A 二二・二〇〇～二二・五五 二八・二〇〇～三〇八・一五 四六・二〇〇 九四・八〇〇 一二・四七五 〇・九六七 七・六四一	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
淡路市浦字平松八六三番一から同市久留麻字宮ノ前一二番一まで	前	一〇・六〇～二〇・二〇（メートル）一・三五二（キロメートル）
	後	一〇・六〇～二〇・〇〇 一・三五二

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二七番二まで	前	B A 一五・〇〇～一九・五〇（メートル）三九・〇〇～一九二・〇〇 二七・一三二（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一五・〇〇～一九・五〇 三九・〇〇～一九二・〇〇 二七・一三二 二九・五八八	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局京都国道事務所及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
京都市伏見区横大路芝生三六番から守口市八雲東町二丁目二七番二まで	前	B A 一五・〇〇～一九・五〇（メートル）三九・〇〇～一九二・〇〇 二七・一三二（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一五・〇〇～一九・五〇 三九・〇〇～一九二・〇〇 二七・一三二 二九・五八八	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局京都国道事務所及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都市西京区大枝沓掛町一五番二地内	前	二四七・七〇～二五八・二一（メートル）〇・〇二四（キロメートル）
	後	二二九・二一～二五八・一一

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人滋賀県建築住宅センター